

# 3 障がい者 雇用者数が50万人、実雇用率が2%を超えて過去最高に——厚労省集計

厚生労働省は4月9日、民間企業における、平成30（2018）年の「障害者雇用状況の集計結果」を公表した。それによると、雇用されている障害者数は、前年より3万8,974.5人（7.9%）多い53万4,769.5人、実雇用率は0.08%上昇の2.05%となり、ともに過去最高を更新した。一方で、民間企業の法定雇用率は、昨年4月に2.0%から2.2%へ引き上げられ、障害者の雇用義務対象も、従業員50人以上から45.5人以上に拡大された。そのため、法定雇用率を達成した企業の割合は45.9%と、前年より4.1%低下した。

## 雇用障害者数は15年連続で過去最高を更新

障害者雇用促進法では、事業主に對し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務づけている。同法ではまた、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主等に報告を求めており、今回の集計はそれを取りまとめたものになる。

集計結果によると、雇用されている障害者数は15年連続で過去最高を更新し、53万4,769.5人となった。平成2（1990）年に20万人を超えて以降、法定雇用率の段階的な引き上げや、障害者の対象範囲・カウント方法の変更を踏まえつつ、平成19（2007）年には30万人、平成25（2013）年には40万人を突破し、平成30年で初めて50万人台に乗り上げた。

障害種別で見ると、身体障害者が34万6,208.0人で、知的障害者が12

万1,166.5人、精神障害者が6万7,395.0人となった。いずれも前年より増加したものの、伸び率は身体障害者が対前年比で3.8%の増加。同様に、知的障害者が7.9%増、精神障害者が34.7%増となり、特に精神障害者の伸び率が大きくなっている。

## 実雇用率の過去最高更新は7年連続

また、「法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数」（2,610万4,834.5人）に占める、「雇用障害者数」の割合を示す「実雇用率」は2.05%となり、7年連続で過去最高を更新した。

企業の規模別に見ると、45.5～50人未満で1.69%、50～100人未満で1.68%（前年は1.60%）、100～300人未満で1.91%（同1.81%）、300～500人未満で1.90%（同1.82%）、500～1,000人未満で2.05%（同1.97%）、1,000人以上で2.25%（同2.16%）となった。初めての集計となる「45.5～50人未満」の企業を除き、全ての規模区分で前年より上昇した。

また、実雇用率を産業別に見ると、法定雇用率を上回ったのは「医療、福祉」（2.57%）、「農、林、漁業」（2.40%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.23%）の3業種。これに対し、実雇用率が低いのは「教育、学習支援業」（1.63%）や「不動産業、物品賃貸業」（1.67%）、「情報通信業」（1.70%）等となっている。

## 法定雇用率を達成した企業の割合は、全ての規模区分で減少

法定雇用率を達成した企業は4万6,217社で、企業計（10万586社）に

占める割合は45.9%となった。

規模別に見ると、45.5～50人未満の企業で34.0%、50～100人未満で45.4%（前年は46.5%）、100～300人未満で50.1%（同54.1%）、300～500人未満で40.1%（同45.8%）、500～1,000人未満で40.1%（同48.6%）、1,000人以上で47.8%（同62.0%）となり、「45.5～50人未満」を除く全ての規模区分で、前年を下回った。

## 法定雇用率の未達成企業の半数超は「障害者雇用ゼロ企業」

一方、法定雇用率の未達成企業は5万4,369社となった。そのうち、雇用されている障害者の不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は約2/3（64.0%）を占めた。また、法定雇用率の未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない、いわゆる「障害者雇用ゼロ企業」は57.8%と半数を超えた。

## 特例子会社は22社増の486社に

特例子会社（親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）の認定を受けている企業は、昨年6月1日時点で486社となり、前年より22社増加した。また、特例子会社に雇用されている障害者数は3万2,518.0人となり、前年より2,749人増加した。障害種別で見ると、身体障害者が779人増加の1万1,478.5人、知的障害者が809人増加の1万6,211.0人、精神障害者が1,161人増加の4,828.5人となった。

（調査部）